

### 三重県告示第 141 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 72 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第 2 に、同条第 2 項の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第 3 に定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

なお、平成 22 年三重県告示第 268 号は、平成 31 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法等を定める旨

#### 第 1 定義

- 1 特定有害物質 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する物質をいう。
- 2 第 1 種特定有害物質 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する特定有害物質をいう。
- 3 第 2 種特定有害物質 法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。
- 4 第 3 種特定有害物質 法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。
- 5 指定調査機関 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する環境大臣又は都道府県知事が指定する者をいう。

#### 第 2 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

##### 1 調査地点

- (1) 土壌については、形質変更しようとする土地の全ての範囲を対象とし、法規則第 4 条から第 8 条までの規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第 4 条第 3 項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第 2 号に規定する一部対象区画を適用しても差し支えないものとする。
- (2) 地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で 1 地点以上とする。  
この場合、採取地点の選定理由を記録しておくものとする。

##### 2 調査対象物質

全ての特定有害物質とする。

##### 3 試料採取方法及び測定方法

- (1) 土壌については、法規則第 4 条から第 8 条までの規定に基づく方法とする。
- (2) 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取する。測定方法は、法規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づく方法とする。

##### 4 調査実施機関

指定調査機関とする。

#### 第 3 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

- 1 調査方法は 2 及び 3 に定める土地の区分に応じ、当該 2 及び 3 に定めるところによるものとする。

- 2 法第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けた土地

法に基づく方法により調査を実施するものとする。

##### 3 2 以外の土地

###### (1) 調査地点

ア 土壌については、特定有害物質の製造、使用その他取扱いを行っていた工場等の施設（以下この第 3 において「工場等の施設」という。）ごとに、当該施設が設置されていた場所周辺で 1 箇所以上とする。

イ 地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で 1 地点以上とする。

なお、ア及びイの地点の選定理由を記録しておくものとする。

###### (2) 調査対象物質

工場等の施設で製造、使用その他取扱いをしていた特定有害物質（令第 1 条第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 15 号又は第 17 号から第 19 号までに掲げる特定有害物質にあつては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素（令第 1 条第 7 号）	ジクロロメタン
--------------------	---------

1,1-ジクロロエチレン (令第1条第9号)	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン (令第1条第10号)	クロロエチレン
テトラクロロエチレン (令第1条第15号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン (令第1条第17号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン (令第1条第18号)	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン (令第1条第19号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(3) 試料採取方法

ア 土壌については、次の(ア)及び(イ)の物質の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるところによるものとする。

(ア) 第1種特定有害物質 1箇所につき、法規則第6条第2項第1号の規定に基づく環境大臣が定める方法により1地点で採取する。

(イ) 第2種特定有害物質及び第3種特定有害物質 1箇所につき5地点均等混合法による。すなわち、中心地点及び周辺4方位(東西南北など、一定の方向を定めて配置する)の5mから10mまでの間からそれぞれ1地点ずつ、合わせて5地点で採取する。ただし、5地点の間隔が十分とれない場合は、その間隔をせばめて5地点から採取する。それぞれの地点での土壌採取は、法規則第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく方法による。得られた5地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合し試料とする。

イ 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

(4) 測定方法

ア 土壌については、次の(ア)から(ウ)までの物質の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定めるところによるものとする。

(ア) 第1種特定有害物質 法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(イ) 第2種特定有害物質 法規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(ウ) 第3種特定有害物質 法規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 地下水については、法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

(5) 第1種特定有害物質に係る確定調査

第1種特定有害物質について、3(4)ア(ア)の測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水(法規則第6条第2項第1号で規定するものに限る。)から検出された調査対象物質が地下水基準(法規則第7条第1項に規定する基準をいう。)に適合しなかったときは、第1種特定有害物質に関し法規則第4条から第8条までの規定に基づき調査するものとする。

(6) 調査実施機関

指定調査機関とする。

(7) 調査方法の例外

土壌の調査においては、3(2)で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合は、この限りでない。